

平成29年度

応募期間 4/3~5/26

山梨県地域活性化協働事業費補助金

～多様な主体間の協働事業を応援します～

～募集要項(抜粋)～

補助の対象となる事業

次の分野に該当する事業で、補助対象事業費が30万円以上の事業を対象とします。

- (1)まちづくりの推進を図る事業
- (2)保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (3)環境の保全を図る事業
- (4)教育・文化・スポーツの振興を図る事業
- (5)国際化の推進を図る事業
- (6)地域の安全を図る事業
- (7)その他地域の活性化に資するものと知事が認める事業

募集要件

行政課題・社会的課題(県又は市町村からのテーマ、NPOからの自由テーマ)に対して、NPOと県や市町村が適切な役割のもと、共通の目的をもって協働して実施することで相乗効果をあげる事業(県及び市町村から提案するテーマについては、募集要項をご覧ください。)

なお、行政機関、財団法人など他の機関から助成を受ける事業や県外で実施する事業などは、補助の対象になりませんので、ご注意ください。

募集期間

平成29年4月3日(月)から平成29年5月26日(金)

応募資格

この補助金を申請できる団体は、次の要件全てに該当する団体とします。

- (1)山梨県内に事務所を有し、かつ県内で自主的に活動している営利を目的としない民間の団体(法人格の有無は問いません。)
- (2)10人以上で構成されていること
- (3)成人が代表者になっていること
- (4)組織の運営に関する規則(会則等)があること
- (5)宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦支持反対することを目的とした団体ではないこと
- (6)暴力団等ではないこと

補助額、補助回数、補助事業の実施期間

- (1)補助額は、補助の対象となる事業費の1/2以内で100万円を限度とし、予算の範囲内で決定します。
- (2)採択件数は、予算の範囲内で助成するため、10件程度の予定です。
- (3)補助回数は、制限を設けませんが、新規団体を優先して採択します。
- (4)補助事業の実施期間は、交付決定を受けた日から平成30年3月31日までとします。

提出先及び提出方法

所定の様式により山梨県庁県民生活・男女参画課NPO・人権担当まで持参又は郵送で提出してください。(郵送の場合は、当日消印有効)

審査

書類審査、選考委員会(平成29年6月頃を予定)による審査(質疑応答等)により選考を行います。

その他

詳しくは、県ホームページから募集要項等をご覧ください。

<http://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/31315204541.html>

お問い合わせ

山梨県県民生活部県民生活・男女参画課
NPO・人権担当
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
TEL:055-223-1351 FAX:055-223-1320
E mail: kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp

